



神奈川県
教育委員会

部活動指導ハンドブック

～ 部活動インストラクター編 ～

神奈川県教育委員会

令和2年5月改訂

はじめに

学校教育の一環として行われる部活動は、単に技能や表現力が向上するだけではなく、個性・能力の伸長や学習意欲の向上、好ましい人間関係の形成、責任感・連帯感の涵養、心身の健全育成、生涯学習の基礎づくりなど、様々な意義や効果をもたらす教育活動です。

平成 29 年 3 月告示の中学校学習指導要領、同年 4 月告示の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、平成 30 年 3 月告示の高等学校学習指導要領及び平成 31 年 2 月公示の特別支援学校高等部学習指導要領は、部活動について、次のとおり明記しています。

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

【中学校学習指導要領 第 1 章総則第 5 の 1 のウ】

【特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第 1 章総則第 6 節の 1 の(3)】

【高等学校学習指導要領 第 1 章総則第 6 款の 1 のウ】

【特別支援学校高等部学習指導要領 第 1 章総則第 2 節第 6 款の 1 の(3)】

このことから、部活動に携わる指導者の役割は大きいわけですが、すべての部活動に専門的な指導者を配置することは難しい状況の中、全国的にも先進の取組みとして、昭和 51 年から神奈川県単独事業としてスタートした部活動インストラクター制度（旧 部活動嘱託員制度）は、今や神奈川県部活動指導において、大変重要なものとなっています。

一方で、部活動インストラクターの方々には、当該学校を卒業して間もない若い指導者も多く、部活動の学校教育活動における位置づけや意義を十分に理解されずに、指導に携わっている方もいるものと思われます。また、地域指導者の方々においても、自身のこれまでの経験や指導実践のうえに、部活動の指導に当たられ、学校の教育活動として行う部活動指導について、十分な認識を得られない中で指導されている方もおられるものと思います。

そこで、県教育委員会では、平成 18 年 3 月に作成し、平成 23 年 1 月に改訂した「部活動指導ハンドブック～部活動インストラクター編～」をもとに、部活動に参加する生徒とともによりよい活動となるよう、第 2 回目の改訂をしました。本ハンドブックを参考にいただき、御指導をいただきますようお願い申し上げます。

令和 2 年 5 月

神奈川県教育委員会

部活動指導ハンドブック（インストラクター編） 目次

はじめに

第1章 かながわらしい部活動の在り方

- 1 『かながわ教育ビジョン』について 2
- 2 かながわらしい部活動の実現に向けた視点について 3

第2章 部活動インストラクターの役割

- 1 制度と委嘱契約 5
- 2 職務上の役割 6
- 3 服務上の留意点 6
- 4 災害補償と指導責任 6
- 5 単独引率指導 7

第3章 適切な運営による、合理的で効率的・効果的な部活動

- 1 部活動の方針について 9
- 2 部活動の運営について 10

第4章 体罰・ハラスメントのない、生徒の「いのち」を尊重する部活動

- 1 かながわ「いのちの授業」について 13
- 2 体罰・ハラスメントについて 14
- 3 体罰・ハラスメントのない指導について 14

第5章 徹底した事故防止・不祥事防止による、安心・安全な部活動

- 1 事故の防止について 17
- 2 熱中症の予防について 17
- 3 事故への対応について 20
- 4 不祥事の防止について 23

参考資料①～③

部活動関係機関

第1章

かながわらしい部活動 の在り方

- 1 『かながわ教育ビジョン』について
- 2 かながわらしい部活動の実現に向けた視点について

1 『かながわ教育ビジョン』について

本県では、教育の総合的な指針である『かながわ教育ビジョン』に基づき、かながわらしい部活動の実現を目指します。

かながわ教育ビジョン

【基本理念】 未来を拓く・創る・生きる
人間力あふれる かながわの人づくり

【教育目標】



【かながわらしい教育に向けて】

今こそ大事な心ふれあう経験

「ふれあい教育」をさらに進め、人や社会と深くかかわり、「心ふれあう」喜びを十分に味わう

よりよく生きるための「行動の知」を

教科の学習や様々な体験を生かし、よりよく生きるために行動できる力を身に付ける

『心ふれあう しなやかな 人づくり』

2 かながわらしい部活動の実現に向けた視点について

適切な運営による、合理的でかつ効率的・効果的な部活動

本県では、スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、平成30年4月に「神奈川県の一部活動の在り方に関する方針」及び「神奈川県立学校に係る部活動の方針」を策定しました。

学校は、設置者が策定した部活動の方針に則った「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、それに基づいて適切で計画的な活動がなされるよう、部活動の運営・管理体制を整えることが大切です。

より多くの生徒が参加でき、参加した誰もが満足できる部活動

本県では、『かながわ教育ビジョン』のアクションプランとして、部活動活性化推進事業である「かながわ部活ドリームプラン21 versionⅢ」に取り組んでおり、自主的・自発的な部活動を通じた人づくりを基本方針に掲げています。

学校は、多様化する生徒のニーズに対応し、より多くの生徒が部活動への参加を通じて豊かな学校生活を送ることができるようにするとともに、生徒が主体となる活動を促す指導により、充実した活動が行われるようにすることが大切です。

体罰・ハラスメントのない、生徒の「いのち」を尊重する部活動

本県では、各学校における「いのちの授業」の実施、いじめ・暴力行為対策の推進と不登校への対応を重点的な施策に位置付け、子どもたちの「いのち」を守るために、すべての暴力を学校現場から一掃する考えのもと、平成25年7月に「体罰防止ガイドライン」を策定しました。

学校は、生徒が身体や心に痛みを受けることなく、生き生きと部活動に取り組めるよう、体罰やハラスメントの根絶に取り組むことが必要です。

徹底した事故防止・不祥事防止による、安心・安全な部活動

部活動における事故の未然防止について、日ごろから安全管理及び安全指導に取り組むとともに、万が一の場合には、適切で組織的な対応ができるような体制を整えておくことが求められます。また、不祥事が絶対に起こることがないように、部活動指導に関する教員の意識向上が重要です。

本県では、令和元年7月改訂の「運動時における安全指導の手引き（総論編）」や不祥事防止に関する各通知等により、学校における徹底した事故防止・不祥事防止を促し、生徒が安心・安全に取り組むことができる部活動を目指します。

第2章

部活動インストラクター の役割

- 1 制度と委嘱契約
- 2 職務上の役割
- 3 服務上の留意点
- 4 災害補償と指導責任
- 5 単独引率指導

1 制度と委嘱契約

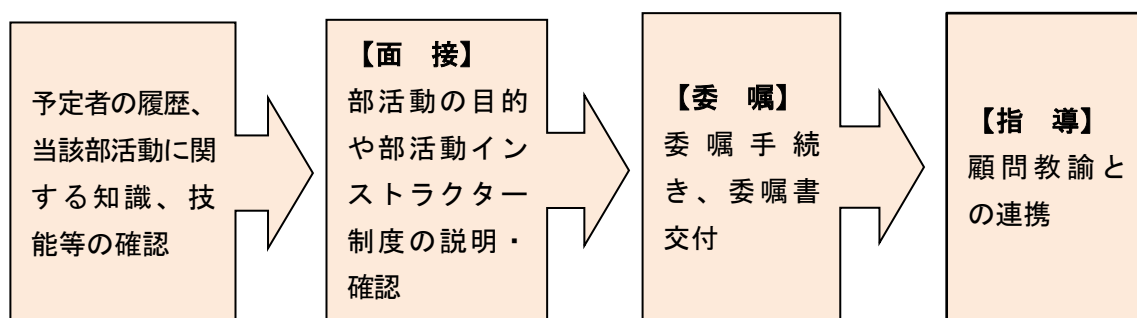
神奈川県では、昭和51年度から、部活動における専門的指導を補助するため、指導に協力していただける方を部活動インストラクター（平成18年度までは部活動嘱託員）として県立高等学校に配置しています。

部活動インストラクター制度は、学校で計画する教育活動の一環として実施される部活動において、顧問教諭とともに行う指導の中で、特に専門的な技術指導等の補助をしていただくことを目的に地域の指導者を活用するもので、令和2年の教育長通知（令和2年4月1日施行）「部活動インストラクター取扱要綱」【参考資料①】により、校長が地域の指導者（委嘱予定者）の履歴や当該部活動に対する知識、技能、体力等を勘案して部活動インストラクターとして委嘱するものです。

委嘱は、校長が委嘱書を交付することから始まりますが、委嘱期間は同一会計年度内（原則、4月1日から翌年の3月末日までですが、年度途中の場合もあります。）となり、年度毎の委嘱契約となります。

委嘱にあたり、校長は前述の委嘱予定者の履歴や知識、技能等を勘案した後に、委嘱予定者との面接を行い、教育活動としての部活動の目的や学校における活動方針、人権に対する配慮等の留意事項の説明、顧問教諭との打合せ、事務手続き等の手順で進めます。面接時には部活動インストラクターの身分や報酬、指導日や時間帯、事故が起きた時の補償や対応等についても校長に確認をしてください。

（委嘱・指導までの流れ）



（確認しておきたいこと）

- ①部活動の目的や学校における活動方針
- ②部活動インストラクター制度の目的、契約
- ③部活動インストラクターの身分、報酬
- ④災害補償制度



2 職務上の役割

部活動は、教育活動の一環ですので、顧問教諭と連携を図り、「当該部活動に興味と関心をもつ生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦したりするスポーツ活動や文化活動を通して、豊かな学校生活を送れるようにする」ことを心がけるとともに、サポートすることが部活動インストラクターの職務の中心になります。

そこで、部活動を指導するにあたっては、次の点に留意して指導をお願いします。

- ① 学校や顧問教諭が計画した活動に沿った指導
- ② 顧問教諭との役割分担、指導体制を明確にした指導
- ③ 顧問教諭の生徒に対する技術指導や生徒指導等の補助的指導
- ④ 勝利至上主義に陥らない指導
- ⑤ 生徒の人権や人格を尊重した指導
- ⑥ 生徒の自主性を尊重した指導
- ⑦ 生徒に対するバランスのとれた生活や成長を期した休養日と練習時間の確保

3 服務上の留意点

部活動インストラクターの服務については、その自覚を持って、勤務や指導にあたるのが求められています。ここでは、これまでに起こった事例から、服務上の留意点を示します。

ケース1 「生徒に対してセクシャルハラスメントに当たる言動があった。」

- 部活動インストラクターとしての信用を失う行為です。また、学校外でも事故を起こした場合には、誠意を持って被害者への対応にあたることはもちろんですが、速やかに管理職に報告してください。

ケース2 「生徒の個人情報や相談内容された内容を第三者に漏らしてしまった。」

- 業務上知り得た秘密は、退任後も含め他人に漏らすことがあってはなりません。生徒からの相談があった場合は、顧問教諭に相談したり、あるいは管理職等に相談したりするようにしましょう。生徒からの相談にのることはあっても一人で解決しようとししないでください。

4 災害補償と指導責任

(1) 災害補償

校長は、部活動インストラクターの委託にあたり、部活動インストラクターを

所要の保険に加入させるものとします。部活動インストラクター自身が、生徒を指導している時などに怪我をした場合は、加入している保険が適用されます。

(2) 指導責任

学校教育活動中に発生した事故により児童生徒が死傷した場合には、被害者または保護者から、それによって生じた損害の賠償を求められる場合があります。

これらの損害賠償の請求は、民法または国家賠償法の規程に基づき行われるものですが、指導者に故意もしくは過失があり、または学校施設の設置管理に瑕疵があり、それによって学校事故が生じた場合のみ損害賠償が請求できることになっています。

5 単独引率指導

平成 11 年 3 月に神奈川県スポーツ振興審議会から、教員以外の指導者の活用など、様々な方策を盛り込んだ運動部活動の活性化が建議されました。

そこで、神奈川県教育委員会では、学校体育大会への参加に際して、顧問教諭による引率指導が不可能な場合の部活動インストラクターによる単独引率指導の可能性について検討した結果、神奈川県が県立高等学校に配置している部活動インストラクターのうち、県の開催する講習会の修了者または教職経験のある者について、種々の条件に合致した場合に限り、校長の判断により単独引率を認めることとしました。

【部活動インストラクター単独引率の条件等】

<対象の活動>

学校教育団体またはこれに準ずる団体が主催し、県内で開催される大会

<条件（すべてに該当すること）>

- ・ 顧問教諭が引率できない
（会場の分散、顧問の健康上の理由・泊を伴う学校行事に出張中）
- ・ 当該部を指導しており、1年以上の指導実績を有する
- ・ 県指定の研修を修了している者（教員経験者は不要）
→部活動指導者研修講座等
- ・ 満 20 歳以上

<実施にあたって>

- ・ 保護者の事前了承が必要
- ・ 部活動インストラクターの承諾が必要

※公式大会に限りますので、部活動インストラクターの単独引率による練習試合や校外での活動はできません。

* 「部活動における部活動インストラクターの単独引率指導に関する取扱要領」をご参照ください。【参考資料②】

第3章

適切な運営による、 合理的で効率的・効果的 な部活動

- 1 部活動の方針について
- 2 部活動の運営について

1 部活動の方針について

各学校は、校長が策定した「学校の部活動に係る活動方針」に則り、体制整備や合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組、休養日等の設定、生徒のニーズを踏まえた活動環境の整備、取組の検証など、適切な部活動運営を行わなければなりません。

神奈川県立学校に係る部活動の方針（平成31年3月 神奈川県教育委員会）より

【参考資料③】

(1) 年間指導計画の確認をしましょう

部活動顧問は、適切な活動を推進するため、部活動の目標や運営方針等を踏まえた年間指導計画を作成します。

生徒が安全に部活動を行えるようにするため、年間指導計画の確認や、部活動顧問と連携を図り、必要に応じて計画を見直しましょう。

(2) 指導・運営体制の確認をしましょう

部活動の運営・指導は、学校教育の一環として、校長の適切な管理・指導のもとで行うようにします。日常の運営・指導は校長の指導・監督のもと、部活動顧問とともに、情報共有を図りながら行うようにしましょう。

(3) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進をしましょう

部活動インストラクターは、過去の実績や経験によるものだけでなく、科学的かつ合理的な理論に基づいて指導することが求められます。

また、生徒の発達段階や技術レベルに合わせた指導により、卒業後も活動を継続できるよう、心身ともに安全・安心な活動として留意することが重要です。

さらに、生徒それぞれの興味・関心や体力、技術等に応じて、自主的・自発的に部活動を楽しめるような環境を整備し、けがや事故の未然防止に努めるとともに、体罰・ハラスメントを根絶することが重要です。

(4) 適切な休養日を確保しましょう

部活動は、成長期にある生徒のスポーツ障害やバーンアウトを予防するとともに、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、適切な休養日等を確保することが必要です。休養日の設定に当たっては、各部活動の実情に合わせ柔軟に設定することとします。また、活動時間について、1日

の活動時間は、長くとも平日 2 時間程度、週休日 3 時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこととします。

なお、高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。）段階においては、各学校において、中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われていることから、学校の状況に応じて、活動時間を設定することとします。ただし、長時間にならないようにします。

2 部活動の運営について

(1) 顧問教諭との連携を図りましょう

部活動は、生徒の自主的・自発的な活動ではありますが、学校で計画する教育活動であることから、顧問教諭が主となり指導することになります。その部活動指導において、顧問教諭では指導が難しい専門的な知識や技術指導を補うために、学校外の専門的な指導者である部活動インストラクターの存在が重要となります。

部活動指導に当たっては、顧問教諭と部活動インストラクターが互いの役割分担等について十分に協議し、互いに連携し合って指導に当たってください。

(2) 生徒の人間性や人権の配慮をしましょう

<指導者による体罰の根絶>

生徒への体罰は、学校教育法で禁止されているだけでなく、生徒の人権を侵害する行為です。社会的批判も大きくなっています。

また、体罰は、生徒に肉体的にも精神的にも苦痛を与える行為であるばかりか、体罰を受けた生徒だけでなく、周囲の生徒にも心の傷をもたらすなど悪影響を与えるものです。

さらに、教育活動の場で体罰が行われることは、保護者や地域の学校教育への信頼、県民の学校教育への信頼を損なうこととなります。

学校教育法上の「体罰」は、生徒の身体を侵害したり、肉体的な苦痛を与えるような懲戒行為をさしますが、生徒への侮辱的発言や差別的発言などの暴言も、その内容によっては体罰以上に大きく、かつ長期間にわたる精神的な負担を生徒にかけるものとして絶対に許されるものではありません。

部活動は、各自の興味や関心、特技を伸長できる大変有意義な教育活動です。そうした活動を保障するためにも、指導者は、生徒の人間性や人権等に十分配慮した指導をしてください。

<いじめや暴力の根絶>

指導にあたっては、活動集団の人数が、部活動によって、また、年度によって差があると思いますし、全ての生徒が必ずしも同じ目標で部活動に参加しているとは限らないことから、生徒同士の人間関係には十分に注意し、生徒同士のいじめや暴力等が発生しないよう指導する必要があります。

<部活動の記録（日誌）の活用>

生徒が主体的に取り組む部活動をより充実したものにするためには、部活動に参加する生徒や顧問教諭、部活動インストラクターらが共通のねらいのもとに活動を積み上げていく必要があります。

そうした日々の活動を、例えば、部活動日誌等に記録することで、日々の部活動の成果や課題が明確になり、新たな目標が設定できたり、その後の活動計画を作成したりする上でも大変参考になります。また、指導者にとっても、指導方法や運営方法の改善に大変役立つ資料になります。特に、部活動インストラクターの皆さんは、生徒と係わる時間が短いことから、日ごろの活動状況を把握する上でも有効な手段となります。生徒、顧問教諭らと相談し、各部の活動実態に応じた方法や内容で、部活動日誌等を付けることを工夫してください。

【部活動指導者に贈る8ヶ条】

- 第1条 スポーツや文化活動の楽しさを教えましょう。
- 第2条 結果だけでなく、過程も大切にしましょう。
- 第3条 よいプレーや態度、姿勢、行動を進んで褒めましょう。
- 第4条 全員が試合に出場できる機会を与えましょう。
- 第5条 ケガや障害がなく、スポーツを安全に行いましょう。
- 第6条 フェアプレーを教えましょう。
- 第7条 生徒たちの見本となるような行動をとりましょう。
- 第8条 トレーニングの原則を踏まえて、練習を行いましょう。

第4章

体罰・ハラスメントのない、 生徒の「いのち」を尊重する 部活動

- 1 かながわ「いのちの授業」について
- 2 体罰・ハラスメントについて
- 3 体罰・ハラスメントのない指導について

1 かながわ「いのちの授業」について

本県のすべての学校では、あらゆる教育活動を通して子どもたちに「いのち」のかけがえのなさや、夢や希望をもって生きること、人への思いやり、互いに支え合って生きることの大切さなどを実感してもらう様々な取組を行っています。

県教育委員会では、各学校のこうした実践に光をあてた「いのちの授業」の取組を推進しています。

子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化する現在、いじめや自殺等が全国的に大きな課題となっている中、「いのちの授業」の必要性・重要性はますます高まっています。

さらに本県では、平成28年7月26日、障害者支援施設である県立「津久井やまゆり園」において大変痛ましい事件が発生したことを受け、このような事件が二度と繰り返されないよう、ともに生きる社会の実現を目指し、「ともに生きる社会かながわ憲章」を定めました。

ともに生きる社会かながわ憲章

- 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見・差別も排除します。
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

平成28年10月14日 神奈川県

県教育委員会では、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を踏まえ、各学校における「いのちの授業」のより一層の充実のため、『かながわ「いのちの授業」ハンドブック』を作成し、各学校に配付しています。


いのちの授業
「いのちの大切さ」や「他人への思いやり」を学ぼう、伝えよう



2 体罰・ハラスメントについて

体罰は、学校教育法で禁止されており、決して許されるものではありません。本県では、教員等が児童生徒への身体に対する侵害だけでなく、「罰として長時間正座をさせる」など肉体的苦痛を与えるものも、体罰と捉えています。

また、体罰に当たらないものであっても、「人格を否定するような暴言」、「大きな声や威圧的な態度等の高圧的な指導」、「不必要な身体接触」、「無視や嫌がらせ」等、児童生徒を深く傷つける行為は不適切な指導であり、体罰同様に許されません。

【体罰と判断された事例】

- ・ 部活動の試合で不本意な結果であった複数の生徒に対し、頭を平手で叩く、膝で太ももを蹴る、つま先で腹を蹴る、髪の毛を上引っ張る等の行為を行った。
- ・ 指導に従わない生徒に対し、首元を押さえて体育館の端まで押し退けた。
- ・ 部活動中、気の抜けたプレイ等をした複数の生徒に対し、頭や背中等をペットボトルや平手で叩いた。
- ・ 部活動中、何度も同じ失敗を繰り返す複数の生徒に対して、頬を平手で叩く、鼻をつまむ、頬をつねる、額をボールで叩く等の行為を行った。

【不適切な指導例】

- ・ 部活動の練習試合でミスをした生徒に「馬鹿野郎。部活を辞めてしまえ。もう二度とくるな。」と怒鳴り、選手を交代させた。
- ・ 持ち物を紛失したと訴える生徒に「自分で失くしたのだろう。他の者を疑うな。」と言い対応しなかった。

3 体罰・ハラスメントのない指導について

県教育委員会では、体罰・ハラスメントのない「かながわらしい部活動」の在り方について、次のとおりまとめています。

体罰防止ガイドライン ～神奈川からすべての体罰を根絶するために～
(平成25年7月 神奈川県教育委員会) より

- ① 部活動を通じた人づくり
人間形成の場である部活動は、様々な意義や効果をもたらす教育活動です。

- ② 本当の意味の「自ら考え、行動できる生徒」とは
部活動は、段階的な指導を大切にすることで、生徒の自主的な判断・行動を育みます。
- ③ 適切な目標設定
大会等の勝利だけに固執せず、指導方針・指導計画等を生徒・保護者等に説明し、理解を得るようにします。
- ④ 生徒の状況把握
生徒とのコミュニケーションにより、生徒が何を求め、どのような心理状況にあるのかを把握することで、柔軟な対応をします。
- ⑤ ニーズとシーズ
生徒の多様なニーズに対し、指導者の指導方針等（シーズ）をマッチングさせ、部活動に参加した誰もが満足する成果を出していきます。
- ⑥ 複数顧問による運営・指導
部活動の指導は学校全体で組織的に進め、顧問教員1名に任せきりにならないよう、複数の教員で運営・指導に当たることが大切です。
- ⑦ 外部指導者との緊密な連携
学校外の専門的な指導が必要な場合、学校教育目標や部活動の指導方針等について外部指導者の理解を深め、顧問教員との緊密な連携を図ることが大切です。
- ⑧ 生徒とともに学ぶ
指導者は指導力向上のための自己研鑽を図るため、科学的かつ合理的な技術論・トレーニング理論の情報収集に努めます。
- ⑨ 体罰で生徒の技能向上は望めない
体罰・ハラスメントは、生徒の心に深い傷を残し、保護者や地域の方々との信頼関係を著しく損なうなど多大な悪影響を与えます。体罰・ハラスメントは絶対にあってはならないという教育的な指導を進めなければなりません。

第5章

徹底した 事故防止・不祥事防止による 安心・安全な部活動

- 1 事故の防止について
- 2 熱中症の予防について
- 3 事故への対応について
- 4 不祥事の防止について

部活動における事故の未然防止のため、各学校では、施設用具の点検整備や指導の徹底など、万全の体制で取り組んでいます。しかし、事故発生時や その後の対応に適切さを欠いてしまうと、生徒及び保護者の不信感を招くとともに、重大な問題につながる場合があります。

県教育委員会では、体育の授業や運動部活動等で事故が発生した場合の対応等を示すため、「運動時における安全指導の手引き（総論編）」を作成しています。

各学校においては、本手引き等を活用し、事故の未然防止に努めるとともに、緊急時に迅速な対応がとれるよう、組織的・計画的な研修を実施することが大切です。

1 事故の防止について

部活動における事故防止のための基本的な留意事項としては、「安全管理」と「安全指導」が挙げられます。

(1) 安全管理

- 施設用具の管理
施設用具の取扱いの熟知及び安全かつ適切な配置、採光・照明・換気など良好な環境の維持、使用規定の策定、器具庫等の整理整頓、定期的な安全点検 等
- 健康管理
生徒の心身の状態の把握、担任・養護教諭・家庭等との連絡体制の確立、定期健康診断結果への対応 等
- 自然条件への配慮
季節・気候・気温等への配慮、光化学スモッグへの対応、海・山等への対応 等

(2) 安全指導

- 指導組織の確立と指導計画の作成
学校全体の共通理解のもと、部活動の安全指導に当たるとともに、生徒に部活動の目標や学年・学級を超えた望ましい人間関係作りの大切さを理解させる。
- 適切な休養を確保
疲労と疲労などからくる気の緩みによる傷害を防止する。
- 他の部活動顧問、外部指導者等との連携
指導者不在の活動や指導者単独の指導を避け、安全対策に対応する。

2 熱中症の予防について

運動時の熱中症事故は、無知と無理解によって健康な人にも生じるものであり、適切な予防処置さえ講ずれば防ぐことができます。

(1) 運動中の熱中症予防5ヶ条

- ① 暑いとき、無理な運動は事故のもと
 気温が高いときほど、また同じ気温でも湿度が高いときほど、熱中症の危険性は高くなります。また、運動強度が高いほど、熱中症の危険性も高くなります。
- ② 急な暑さに要注意
 夏の初めや合宿の初日、あるいは夏以外でも急に気温が高くなったような場合に熱中症が起こりやすくなります。
- ③ 失われる水と塩分を取り戻そう
 暑いときには、こまめに水分を補給するようにします。汗からは水分と同時に塩分も失われます。スポーツドリンクなどを利用して、0.1%から0.2%程度の塩分も補給するようにします。
- ④ 薄着スタイルでさわやかに
 暑いときには軽装にし、素材も吸湿性や通気性のよいものにします。
- ⑤ 体調不良は事故のもと
 体調が悪いときは体温調節能力も低下するため、無理に運動をしないようにします。

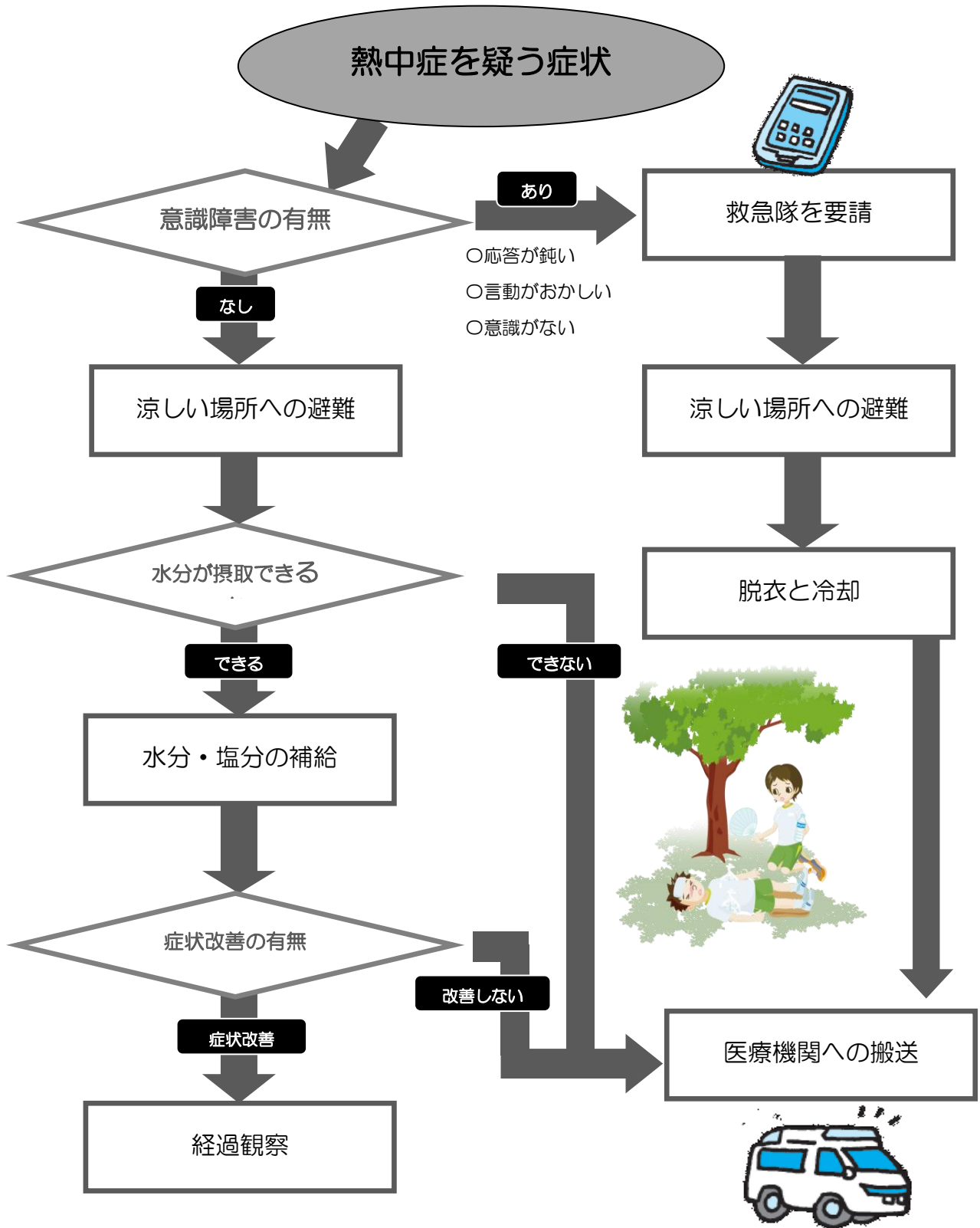
【参考】熱中症予防運動指針（公益財団法人日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」より）

WBGT ℃	湿球温度 ℃	乾球温度 ℃		
31℃ 以上	27℃ 以上	35℃ 以上	運動は原則禁止	特別の場合以外は運動を中止する。特に子ども場合には中止すべき。
∩ 28℃	∩ 24℃	∩ 31℃	嚴重注意 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10分～20分おきに休憩をとり水分・塩分を補給する。暑さに弱い人*運動を軽減または中止。
∩ 25℃	∩ 21℃	∩ 28℃	警戒 (積極的に休息)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
∩ 21℃	∩ 18℃	∩ 24℃	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
21℃ 未満	18℃ 未満	24℃ 未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

- 1) 環境条件の評価にはWBGT（暑さ指数とも言われる）の使用が望ましい。
 - 2) 乾球温度（気温）を用いる場合には、湿度に注意する。湿度が高ければ、1ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する。
 - 3) 熱中症の発症のリスクは個人差が大きく、運動強度も大きく関係する。運動指針は平均的な目安であり、スポーツ現場では個人差や競技特性に配慮する。
- ※ 暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など。

(2) 熱中症が発生した場合

公益財団法人日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」より



3 事故への対応について

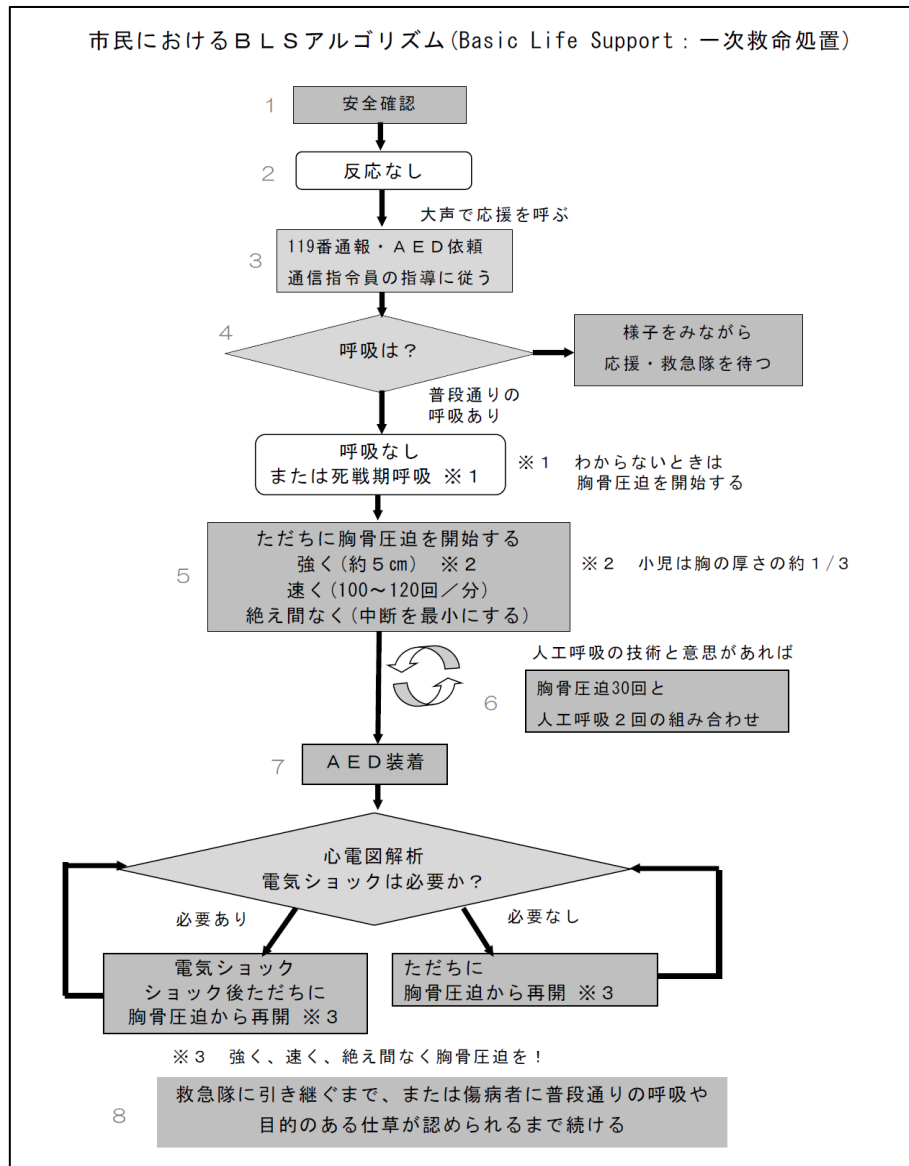
(1) 事故発生時の対応

事故発生の際には、けがや急病に対して、その場に居合わせた人が緊急に行う「応急手当」と、学校全体の協力体制で行う「組織的対応」が求められます。

応 急 手 当

○ 一次救命処置

傷病者の状況が重篤で、心肺蘇生や除細動が必要な場合は、速やかに一次救命処置（BLS）を行います。

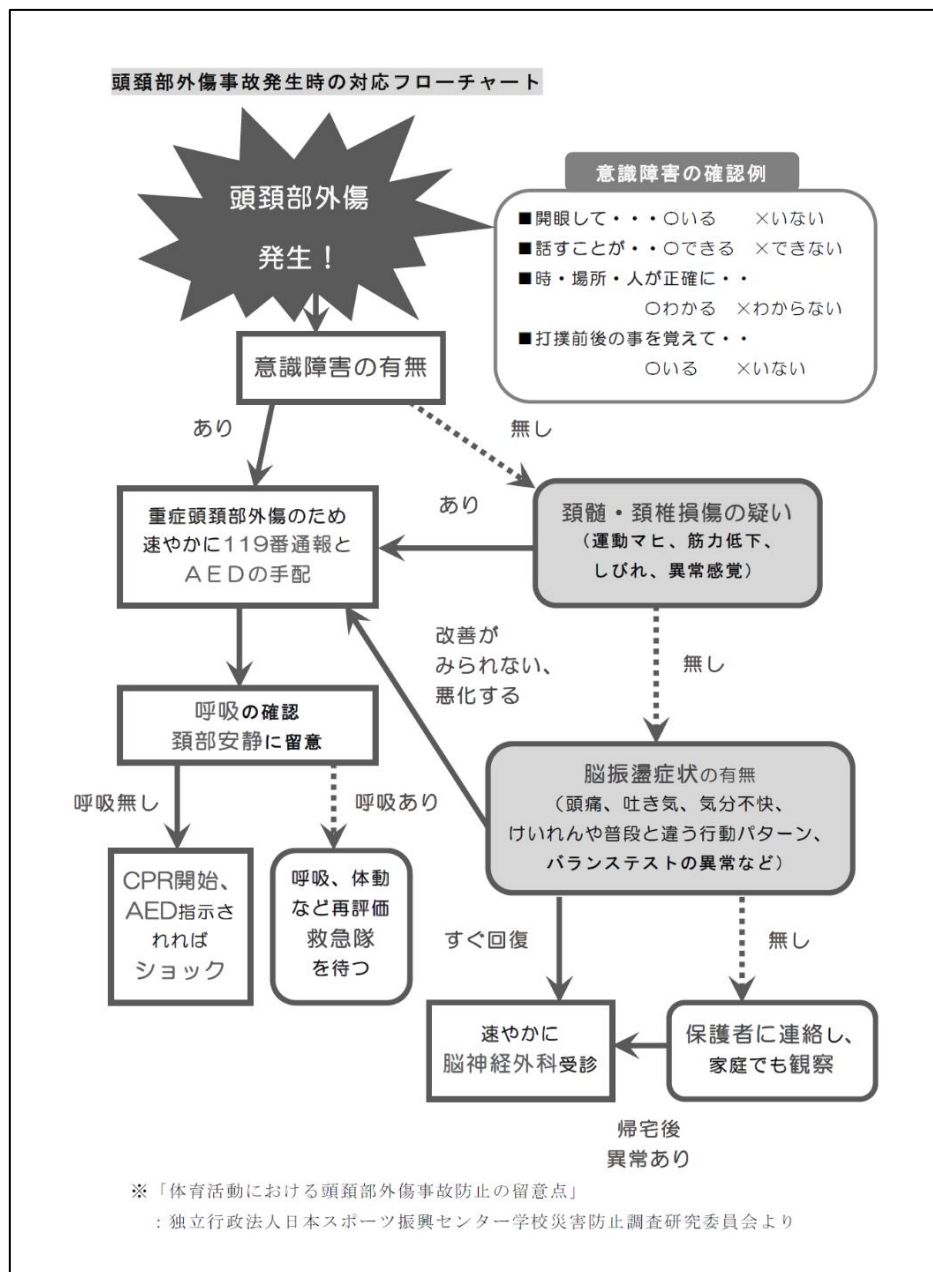


JRC 蘇生ガイドライン2015 一般社団法人 日本蘇生協議会より

○ 頭部外傷、頸部の負傷への対応

傷病者の状態（意識、呼吸、脈拍、出血等）を観察し、症状（意識障害の有無、脳震盪状態の有無、頭痛・吐き気・気分不良・けいれんの有無等）を確認します。意識がはっきりしていても頸部を負傷している場合がありますので、しびれや異常感覚がないかを確認します。

意識障害が継続する場合や脳震盪の症状に改善が見られない場合、頸髄・頸椎損傷が疑われる場合は、速やかに救急車を要請することが必要です。



○ 脳貧血への対応

めまいが起きそうなときは、すぐに水平に寝かせて呼吸を確保し、衣服を緩めて毛布などで保温します。倒れた際は、けががなかったかを調べ、回復が遅い場合は、医師の診断を受けるようにします。

- 目に物が当たった場合への対応
 すぐに横に寝かせ、患部を水で濡らしたタオルなどで冷やします。腫れがひどかったり目の中が出血している場合は、傷病者を起こして歩かせず、できるだけ安静にして医師の診断を受けるようにします。
- 歯の損傷への対応
 歯の破折・脱落や口内の裂傷などは、緊急的処置が必要になります。破折・脱落した歯の保存は、処置までの時間が大きく影響しますので、保存液に浸すなどして運び、早急に受診するようにします。
- けが等の応急手当
 擦り傷や切り傷、それに伴う出血、捻挫、打撲、骨折、やけどなどのけががあった場合は、けがの状況により適した応急手当を行い、場合によっては速やかに医師の診察を受けるようにします。

組織的対応

学校の救急体制を組織化するためには、次の3点を考慮する必要があります。

- ① 事故発生時の緊急連絡体制、地域の医療機関名、所在地、電話番号を調べておく。
- ② 教職員の役割分担を明確にすると同時に、相互の連携がとれるように工夫する。
- ③ 養護教諭が不在の時でも、適切な応急処置が行えるようにする。

【役割分担】

- 管理職：移送の判断・指示、教職員への指示・連絡・指導、記録等
- 養護教諭：状態の観察、救急処置、校長・担任への連絡、記録等
- 顧問等：状況調査、保護者連絡、移送手配、他生徒の管理、記録等

【注意事項】

傷病者を移送する場合は、原則として救急車を要請する。

119

救急車要請の目安

- 意識喪失の持続 ○ショック症状の持続 ○けいれんの持続
 - 激痛の持続 ○多量の出血 ○骨の変形（開放性骨折を含む）
 - 広範囲の火傷 ○大きな開放性損傷
 - 事故の状況から重大事故の恐れのあるもの（頭部打撲・頸椎捻挫・内臓破裂等）
- ※ 目安としての例ですので、事故発生状況、生徒の状況から判断してください。

(2) 事故後の対応

負傷した生徒及びその保護者に対しては、次のことに留意して、誠意を持った対応を心掛けるようにします。

① 謝意を伝える

負傷した生徒の保護者に対して謝意を表します。このことが学校の過失責任を認めたことに直結するものではありませんので、保護者が不信感を募らせないよう、状況に応じて、校長、副校長、教頭、学級担任などが適切に対応するようにします。

② 事故発生状況及び事故後の対応について事実を伝える

保護者に負傷の程度、原因、その後の対応等を説明します。ここで重要なのは、事実をありのままに伝えることです。事故の状況を正確に把握することが大切です。曖昧な情報を伝えることは避け、把握した内容を正確に伝えるとともに、不明な部分は早急にまとめ、改めて説明する旨を伝えます。

③ 軽度なけがでも保護者へ連絡

軽度の負傷でも、保護者への連絡を心掛けます。特に、頭部、顔面、脊椎、腹部などを負傷した場合には、時間経過とともに悪化が進み、思いも寄らない状況に陥ることもありますので、必ず保護者に事故発生状況を伝えるとともに、自宅での経過観察についても依頼するようにします。

4 不祥事の防止について

(1) 個人情報の管理

生徒に対する部活動指導に係る連絡に携帯電話・スマートフォン、電子メールを使用する場合には、「神奈川県個人情報保護条例」等に基づき、個人情報の収集・登録・管理・廃棄を適切に行うようにします。また、携帯電話・スマートフォン・電子メールは、教育指導上必要な、緊急性を要する業務上の連絡に限って使用することを徹底します。

なお、生徒への連絡に携帯電話・スマートフォン・電子メールを使用することとなった場合には、次の取組が徹底されるようにします。

- ① 生徒の携帯番号・電子メールアドレス（以下「連絡先」という。）を収集する必要がある場合は、校長の許可を得て、本人、保護者に目的を伝え、必ず文書により承諾を得ること。

- ② 個人情報収集する場合においても、生徒の代表者の連絡先だけを収集し、代表者から要件を伝達するなど、収集する個人情報を最小限にすること。
- ③ 生徒への業務以外の私的な通話や通信は、絶対に行わないこと。
- ④ 生徒への連絡に電子メールを用いる必要がある場合は、顧問教諭にも「Cc (Carbon Copy)」で同内容を送信する等、複数名で送信内容を確認できるようにすること。(メッセージアプリ等の使用禁止)
- ⑤ 業務上必要と認められ、生徒の連絡先を使用する端末(校務用、個人用を問わず)に登録する場合は、「個人情報等持ち出し許可願」により許可を得ること。
- ⑥ 生徒の連絡先を登録する場合は、端末にパスワード等を設定し、他人による情報表示や他の情報機器への取り出しを防止する措置を確実に講じること。また、管理職は、その状況を把握すること。

また、生徒に対しても、私的な通話や通信は絶対に行わない等、指導者との間の適切な連絡方法について、説明を徹底します。

(2) わいせつな行為、セクシュアル・ハラスメントの防止

セクシュアル・ハラスメントは決して許されない行為です。特に、学校において、教職員等が、生徒や関係者を、不快にさせる性的な発言や行動を『スクール・セクハラ』といいます。

発言…性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、性的な噂の流布、性的な体験や容姿などの身体的特徴について話す・聞く 等

行動…わいせつな図画・写真(水着ポスター等)の掲示、性的関係の強要、身体への不必要な接触・凝視、執拗な電話や電子メールの送付 等

指導者の何気ない言動が、生徒に不快な思いをさせているかもしれません。生徒の感じ方はさまざまです。指導者が「このくらいは大丈夫だろう」「以前なら問題なかった」と思ってとった行動が、セクハラにつながる可能性もあるため、不快にさせる 性的な言動を絶対に行わないように、常に注意する必要があります。

【セクハラが起こる原因】

○ 指導者と生徒等の関係性

指導者は生徒と対等な関係ではないため、生徒から「不快である」という意思表示がないからといって、その言動が受け入れられていると思ってしまうようなことがあってはなりません。

○ 学校の密室性

学校の中には、周囲の目が届かないことがあります。日ごろから、複数人の指導を心がけ、お互いに声掛けをするなど、当該部活動顧問や他の顧問とも関心を持つようにするとともに、互いの言動について、声に出してお互いに注意し合える、人権意識の高い環境づくりが大切です。

○ 成長過程にある生徒

生徒は発達段階によっては、セクシュアル・ハラスメントの被害を受けていても、そう判断できない場合があります。生徒を、人格をもった一人の人間として、尊重することが大切です。

○ 人権意識の不足

セクシュアル・ハラスメントは、生徒の心に深い傷を負わせるばかりでなく、その後の成長に影響を及ぼす可能性があるとともに、指導者や学校だけでなく、教育全体への信頼を失墜させることとなります。

セクハラは重大な人権侵害にあたる行動であることを認識し、常に人権感覚を磨くことが必要です。

参考資料

- ① 部活動インストラクター取扱要綱
- ② 部活動における部活動インストラクターの単独引率指導に関する取扱要領
- ③ 神奈川県立学校に係る部活動の方針

部活動インストラクター取扱要綱

1 趣旨

この要綱は、部活動を補助するインストラクター（以下「部活動インストラクター」という。）の委嘱について必要な事項を定めるものとする。

2 配置

部活動インストラクターの配置は、教育長が別に定める。

3 委嘱

- (1) 部活動インストラクターの委嘱は予算の範囲内において、県立学校長（以下「校長」という。）が行うものとする。
- (2) 校長は、部活動インストラクターを委嘱しようとするときは、委嘱予定者から履歴書を提出させ、当該委嘱予定者の知識、技能及び体力等を勘案のうえ選考するものとする。
- (3) 部活動インストラクターの委嘱は、校長が委嘱書（第1号様式）を交付して行う。
- (4) 委嘱期間は、同一会計年度内とする。
- (5) 委嘱にあたり、校長は、部活動インストラクターから誓約書（第2号様式）を徴するものとする。
- (6) 校長は、部活動インストラクターが委嘱期間中に辞職しようとするときは、当該日の2週間前までに辞職願を提出させるものとする。
- (7) 校長は、部活動インストラクターの辞職を承認するときは、辞職承認書（第3号様式）を交付するものとする。
- (8) 校長は、次の各号の一に該当する場合は、部活動インストラクターの意に反して委嘱を打ち切ることができる。この場合、委嘱終了通知（第4号様式）を交付するものとする。なお、イからエまでの規定により委嘱を打ち切る場合は、少なくとも30日前に委嘱終了予告通知（第5号様式）により文書をもって予告するものとする。
 - ア 誓約書の内容が遵守されない場合
 - イ 心身の故障のため業務の遂行に支障があり、またはこれに堪えない場合
 - ウ 刑事事件に関し起訴された場合
 - エ その他、部活動インストラクターとしての適格性を欠くと判断される場合

4 経費

- (1) 教職員人事課は、部活動インストラクターの配置に要する経費を予算の範囲内で配置対象校に再配当する。

(2) 部活動インストラクターの配置に係る支出執行手続きは、各校において神奈川県財務規則（昭和29年規則第5号）の定めるところにより行うものとする。

なお、謝礼金は、指導の履行確認後、指導を行った翌月の16日（この日が日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは17日（17日が同法に規定する休日に当たるときは14日）、土曜日に当たるときは15日）に支給するものとする。

(3) 部活動インストラクターに対する謝礼金（交通費を含む。）の額は、想定される指導要請の頻度に応じて次のとおりとする。

週2回以上	21,900円
週1回程度	18,700円
月2回程度	9,000円
月1回程度	6,000円

なお、謝礼金の額は委嘱時に決定し、各月ごとの従事内容に関わらず同額を支給するが、各月ごとに指導状況確認表（第6号様式）により履行確認を行い、全く指導が行われなかった月については、支給しないものとする。

(4) 部活動インストラクターが当該職務に関連のある用務により旅行した場合は、常勤職員の例により算出した旅費を支給する。

なお、自家用自動車を旅行に使用することはできない。

5 報告

校長は、部活動インストラクターに関し異例な事故が発生した場合は、直ちにその事情を教職員人事課長に連絡するとともに、文書をもって報告しなければならない。

6 保険

校長は、部活動インストラクターの委嘱にあたり、部活動インストラクターを所要の保険に加入させるものとする。

7 その他

校長は、この要綱によりがたい特別の事由があると認めるときは、あらかじめ教育長の承認を得て別段の取扱いをすることができる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

校長は、この要綱の施行の前においても、この要綱の実施のために必要な準備行為をすることができる。

部活動における部活動インストラクターの単独引率指導に関する取扱要領

1 対象とする活動

学校教育団体またはこれに準ずる団体が主催し、県内で開催する大会を対象とし、参加にあたって、次の理由で当該部の顧問による引率指導ができないと学校長が認めた場合。ただし、宿泊を伴う場合を除く。

- (1) 大会の会場が分散しており、当該部の顧問では引率指導者が不足する場合。
- (2) 顧問の健康上の理由等で、引率指導が不可能な場合。
- (3) 当該部顧問が修学旅行等、泊を伴う学校行事により引率指導が不可能な場合。
- (4) その他(1)、(2)または(3)に準ずる場合。

2 単独引率指導者の条件

次の(1)から(4)の条件を全て満たしていること。

- (1) 当該部を指導していること。
- (2) 当該部において1年以上の指導実績を有していること。
- (3) 満20歳以上であること。
- (4) 県が指定する部活動指導者に係る研修講座の修了者、または、教員（臨時的任用職員及び非常勤講師を含む）経験者であること。

3 保護者の事前了承

部活動インストラクターによる単独引率指導を行う場合は、部活動インストラクター単独引率指導保護者承諾書（第1号様式）により、予め保護者の了承を得ておくものとする。

4 引率指導の依頼及び承諾

学校長は、上記1、2及び3の各項目を満たしている場合において、さらに、引率指導を依頼しようとする部活動インストラクターの日常の指導状況等を考慮のうえ、当該部活動インストラクターに対し、部活動インストラクター単独引率指導依頼書（第2号様式）により依頼し、部活動インストラクター単独引率指導承諾書（第3号様式）により承諾を得ておくものとする。

5 引率指導の費用（旅費）

部活動インストラクターが当該職務に関連のある用務により旅行した場合には常勤職員の例により算出した旅費を支給する。

6 引率指導中の事故に対する災害補償

- (1) 生徒に対する災害補償
独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となる。
- (2) 部活動インストラクターの災害補償
部活動インストラクター取扱要領（令和2年4月1日教職員人事課施行の6保険に基づき校長が加入させた保険により手続きをとるものとする。

7 その他

- (1) この要領により、部活動インストラクターが単独引率指導をした場合は、その日数を通常の指導日数に含めるものとする。
- (2) 「学校教育団体」とは、神奈川県高等学校体育連盟、地区高等学校体育連盟、(一財)神奈川県高等学校野球連盟、神奈川県高等学校ゴルフ連盟、神奈川県高等学校文化連盟、神奈川県吹奏楽連盟、神奈川県合唱連盟を指す。
- (3) 「これに準ずる団体」とは、上記の「学校教育団体」と同様の趣旨に基づいて活動し、大会の開催にあたって、参加生徒に対する指導力及び安全管理能力を有する団体を指す。ただし、競技団体を除く。

附 則

この要領は、平成13年 7月 17日から実施する。

附 則

この要領は、平成14年 4月 1日から実施する。

附 則

この要領は、平成15年10月 1日から実施する。

附 則

この要領は、平成19年 4月 1日から実施する。

附 則

この要領は、平成20年 4月 1日から実施する。

附 則

この要領は、平成22年10月 1日から実施する。

付 則
この要領は、令和 2年 4月 1日から実施する。

神奈川県立学校に係る部活動の方針

神奈川県教育委員会

本方針策定の趣旨等

- 部活動は、共通の興味・関心のある生徒たちの自主的・自発的な参加により組織され行われるもので、個性の伸長や自主性、協調性、責任感、連帯感などが養われ、互いに協力し友情を深めるといった好ましい人間関係の形成にも資するものである。また、学校教育の一環として、教育課程との関連を図りながら行われなければならない。
- この様に教育的価値の高い部活動の在り方について、過度の練習を行うことに起因する障害やバーンアウトの予防、生徒のバランスのとれた生活と成長の確保など様々な観点に立ち、併せて教員の働き方改革にも資するよう、平成30年3月にスポーツ庁において、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定された。県及び県教育委員会では、前述のガイドラインに則り文化部活動を含め「神奈川県の部活動の在り方に関する方針」（以下「県の方針」という。）を策定した。
- 県立学校を所管する教育委員会では、前述のガイドラインに則り、県の方針を参考に、「神奈川県立学校に係る部活動の方針」（以下「本方針」という。）を策定し、文化部活動も準じて取組を進めてきたが、平成30年12月に、文化庁においても改めて「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定したことから、県及び県教育委員会は、県の方針を改定し、県教育委員会は、本方針を改定した。
- また、本方針ではこれまでと同様に運動部活動と文化部活動の区別をすることなく、適用することとした。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

- ア 校長は、各学校の教育目標等を踏まえ、学校組織全体で部活動の指導の目標や運営の方針を検討し作成する。
- イ 顧問の教員及び部活動指導員（以下「部活動顧問」という。）は、適切な活動を推進するため、目標や運営の方針等を踏まえた年間指導計画を作成し、校長に提出する。
- ウ 部活動顧問は、活動方針や活動時間、場所、年間の経費等について、保護者・生徒に明示し理解を得ること。その際、保護者説明会等を設けるなど、適切な機会を設け説明することが望ましい。
- エ 校長は、活動方針や活動計画（活動日、休養日、参加予定の大会日程等）を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 部活動は、部活動顧問の積極的な取組に支えられるところが大きいから、学校教育の一環として行われるものであることから、各部活動の運営、指導は校長の適切な管理・指導のもとで行うこと。
- イ 校長は、年間指導計画、活動実績の確認等により、各部活動の活動状況を把握し、生徒が安全に部活動を行い、また、教員の負担が過度にならないように、必要に応じて指導・是正を行うこと。

ウ 部活動顧問は複数名配置することが望ましく、部活動顧問間や部活動インストラクター等と役割を分担して、生徒の活動が充実するよう努めること。

エ 部活動顧問は、部の運営や活動に係る部員の生活指導、技術指導など、多岐にわたる役割があることを踏まえ、指導方針や部の目標を明確にし、その達成のために生徒を支援すること。

オ 部活動顧問は、日常の運営、指導に関して、校長の指導のもと、部活動顧問間で意見交換を行い、指導の内容や方法について研究するとともに、情報共有を図るよう努めること。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

部活動顧問は、過去の実績や経験によるものだけではなく、科学的かつ合理的な理論に基づいて指導することが求められる。また、生徒の発達段階、技術レベルに合わせた指導により、卒業後も活動を継続できるよう、心身ともに安全・安心な活動として留意することが重要である。

さらに、生徒それぞれの興味・関心や体力、技術等に応じて、自主的・自発的に部活動を楽しむような環境を整備し、けがや事故の未然防止に努めるとともに、体罰・ハラスメントを根絶することが重要である。

3 適切な休養日等の設定

部活動においては、成長期にある生徒の過度の練習を行うことに起因する障害やバーンアウトを予防するとともに、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、適切な休養日を確保することが必要である。

(1) 休養日の設定について

休養日の設定に当たっては次のとおり、各部活動の実情に合わせ柔軟に休養日を設定することとする。

◎週当たり平日1日以上、週休日1以上の休養日を設けること。

[具体的な運用について]

- ① 各部活動の状況により、練習場所や公式戦・コンクールの時期等の条件が異なるため、統一的、定期的な休養日をとることは難しいことから、別の日に振り替えることや半日を単位とすることも可能とする。
- ② 年間52週と考え、平日及び週休日各52日以上に相当する休養日を設定する。その際、ひと月のうち、平日及び週休日にそれぞれ少なくとも1日(週休日は半日×2日も可とする。)以上の休養日を設けるようにする。

[52日の考え方]

- ① 平日は部活動が行われない日を1日とする。
- ② 週休日(祭日等を含む。)は、全日の休養日を1日とし、半日の休養日を0.5日とする。
- ③ 長期休業中は、生徒が終日活動できることから、週休日と同様の扱いとする。

(2) 活動時間について

1日の活動時間は、長くとも平日2時間程度、週休日3時間程度とし、できるだけ短時間に、

合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

なお、高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。）段階においては、各学校において、中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われていることから、学校の状況に応じて、活動時間を設定すること。ただし、長時間にならないようにすること。

4 生徒のニーズを踏まえた活動環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

部活動は、生徒一人ひとりの興味・関心に応じて行われるものであることから、「技能を高めたい」、「良い結果を出したい」、「体力を向上したい」、「有意義な時間を過ごしたい」、「仲の良い友達をつくりたい」など、生徒の様々な目的や目標に応じた活動の場を設定することが大切である。

学校においては、「競技力・表現力向上志向」、「レクリエーション志向」、「健康志向」、「複数活動志向」など多様な選択肢の部活動を設置するなど、大会やコンクールの結果、成績等を追求するだけでなく、生涯にわたってスポーツや芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うこと及び生徒の心身の調和のとれた発達を促すことができるよう活動環境の整備に努めること。

(2) 地域との連携等

校長は、生徒のスポーツや芸術文化等の活動に親しむ機会の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツや芸術文化等の活動のための環境整備に努めること。

また、校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツや芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方のもとで、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促すこと。

5 学校単位で参加する大会の見直しについて

校長は、部活動が参加する大会等を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や顧問の負担にならないよう、参加する大会等を精査する。

6 取組の検証

本指針に示す県立学校の部活動に係る取組については、年度ごとに取組状況を把握し、検証するとともに、その結果を踏まえて、必要な改善を図っていくものとする。

7 見直し

この方針は、必要に応じて見直しを行う。

附 則

この方針は、平成 30 年 4 月 9 日から施行する。

附 則

この方針は、平成 31 年 3 月 29 日から施行する。

部活動関係機関（令和2年4月現在）

<神奈川県教育委員会>

○支援部子ども教育支援課

○支援部学校支援課

○指導部高校教育課

○指導部保健体育課

〒221-8509 横浜市中区日本大通3-3

電話 (045)210-1111 (代表)

<部活動関係団体>

○神奈川県高等学校体育連盟

〒221-0855 横浜市神奈川区三ツ沢西町3-1 県立スポーツ会館内

電話 (045)311-8817

○神奈川県高等学校文化連盟

〒220-0073 横浜市西区岡野1-5-8 県立横浜平沼高等学校内

電話 (045)320-1053

○神奈川県高等学校野球連盟

〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰2-4-5-35

電話 (045)744-7788

○神奈川県中学校体育連盟

〒221-0855 横浜市神奈川区三ツ沢西町3-1 県立スポーツ会館内

電話 (045)324-4405



**Kanagawa Pref.
Club Activities
Dream Plan 21**



神奈川県

教育委員会教育局
支援部子ども教育支援課・学校支援課
指導部高校教育課・保健体育課
横浜市中区日本大通 33 〒231-8509 電話(045)210-1111 (代表)